

政令第一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第一号の二ロ(1)中「反応器」の下に「及びその部分品」を加え、同号ハ(5)中「核酸の」を「核酸若しくはペプチドの」に改める。

別表第二の三第二号の二(48)を同号(50)とし、同号(47)中「、その他の」を「その他」に、「及びパズル」を「、パズル及びビデオゲーム用のコンソール又は機器」に改め、同号(47)を同号(49)とし、同号(46)を同号(48)とし、同号(45)中~~(vii)~~を~~(ix)~~とし、(x)から~~(vi)~~までを~~(xii)~~から~~(viii)~~までとし、(ix)を(x)とし、その次に次のように加える。

(xi) 呼吸用機器及びガスマスク

別表第二の三第二号の二(45)中~~(viii)~~を(ix)とし、(v)から~~(vii)~~までを(vi)から~~(viii)~~までとし、同号(45)(iv)を次のように改める。

- (iv) 写真機、写真用のせん光器具及びせん光電球並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(45)(iv)を同号(45)(v)とし、同号(45)(iii)を同号(45)(iv)とし、同号(45)(ii)の次に次のように加える。

- (iii) 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡

別表第二の三第二号の二(45)を同号(46)とし、その次に次のように加える。

- (47) 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

別表第二の三第二号の二(44)を次のように改める。

- (44) 船舶及び浮き構造物

別表第二の三第二号の二(44)を同号(45)とし、同号(43)を同号(44)とし、同号(42)(i)中「無限軌道式トラクター」の下に「並びにこれらの車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(iv)中「特殊用途自動車」の下に「及びその車体並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(42)(v)中「トラクター」の下に「及びこれら」を加え、同号(42)(vi)中「及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両」を「、セミトレーラーその他車両及びこれら」に改め、同号(42)(vi)を同号(42)(iii)とし、同号(42)(v)の次に次のように加える。

(vi) モーターサイクル

(vii) 自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(42)を同号(43)とし、同号(41)を次のように改める。

(41) 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両、鉄道又は軌道の線路用装備品及び機械式交通信号用機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(41)を同号(42)とし、同号(40)中~~(vii)~~を~~(xi)~~とし、~~(vii)~~を~~(vii)~~とし、~~(vii)~~を~~(vii)~~とし、同号(40)~~(vii)~~を次のように改める。

~~(vii)~~ 炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品であつて黒鉛その他の炭素のもの

別表第二の三第二号の二(40)~~(vii)~~を同号(40)~~(vii)~~とし、その次に次のように加える。

~~(vii)~~ がい子

別表第二の三第二号の二(40)~~(vii)~~を同号(40)~~(vii)~~とし、同号(40)~~(vii)~~中「及び電気」を「電気」に改め、「機器」の下に「電子たばこその他これに類する個人用の電氣的な気化用器具その他の電気機器及びその部分品」を

加え、同号(40)(~~xxiii~~)を同号(40)(~~xxiv~~)とし、同号(40)中(~~xxv~~)を(~~xxvi~~)とし、(~~xxvii~~)を(~~xxviii~~)とし、(~~xxix~~)を(~~xxx~~)とし、同号(40)(~~xxxi~~)中「発光ダイオード光源」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号(40)(~~xxxii~~)を同号(40)(~~xxxiii~~)とし、同号(40)(~~xxxiv~~)を同号(40)(~~xxxv~~)とし、同号(40)(~~xxxvi~~)を同号(40)(~~xxxvii~~)とし、同号(40)(~~xxxviii~~)中「これらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子」を「光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子並びにこれら」に改め、同号(40)(~~xxxix~~)を同号(40)(~~xl~~)とし、同号(40)中(~~xli~~)を(~~xlii~~)とし、(~~xliii~~)を(~~xliv~~)とし、(~~xlv~~)を(~~xlvi~~)とし、(~~xlvii~~)を(~~xlviii~~)とし、その次に次のように加える。

(xiv) 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(40)(~~xli~~)を削り、同号(40)(~~xlii~~)中「及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器」を「、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれら」に改め、同号(40)(~~xliiii~~)を同号(40)(~~xliiv~~)とし、同号(40)(~~xlv~~)中「受信機」を「の受信機器」に改め、同号(40)(~~xlvi~~)を同号(40)(~~xlvii~~)とし、同号(40)(~~xlviii~~)を同号(40)(~~xlix~~)とし、同号(40)(~~xl~~)を次のように改める。

(xii) ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体

別表第二の三第二号の二(40)(~~xli~~)を同号(40)(~~xlii~~)とし、その次に次のように加える。

(xiii) フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xi)を次のように改める。

(xi) 電話機及び音声、画像その他のデータを送受信する機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(40)(xi)を同号(40)(xiv)とし、その次に次のように加える。

(xv) マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの部分品

(xvi) 音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(40)(x)を次のように改める。

(x) 電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体

別表第二の三第二号の二(40)(x)を同号(40)(xiii)とし、同号(40)中(ix)を(xii)とし、(xiii)を(xi)とし、同号(40)(vii)中「及びこれらの機器、ウインドスクリーンワイパー又は曇り除去装置」を「ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置並びにこれら」に改め、同号(40)(vii)を同号(40)(ix)とし、その次に次のように加える。

(x) 携帯用電気ランプ及びその部分品

別表第二の三第二号の二(40)(vi)を同号(40)(xiii)とし、同号(40)(v)の次に次のように加える。

(vi) 真空式掃除機

(vii) 台所用デイスパーザーその他の家庭用電気機器

別表第二の三第二号の二(40)を同号(41)とし、同号(39)(x)中「及び気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード」を「ファン及び換気用又は循環用のフード並びにこれらの部分品並びに気体ポンプ、気体圧縮機」に改め、同号(39)中(iii)を(iv)とし、(iii)から(vii)までを(iv)から(vii)までとし、同号(39)(iii)を次のように改める。

(iii) コック、弁その他これらに類する物品及びこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(iii)を同号(39)(iv)とし、同号(39)(iv)を同号(39)(xi)とし、同号(39)(iv)を次のように改める。

(iv) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、動物性油脂、植物性油脂又は微生物性

油脂の抽出用又は調製用の機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、綱又はケーブルの

製造機械、産業用ロボット、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋及び冷間静水圧プレスその他の機械

類並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)(iv)を同号(39)(lx)とし、同号(39)(iv)を同号(39)(viii)とし、その次に次のように加える。

(lix) たばこの調整用又は製造用の機械及びこれらの部分品

別表第二の三第三号の二(39)中(lix)を(lii)とし、(lii)を(li)とし、同号(39)(1)中「謄写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の」を「事務用機器並びにその」に改め、同号(39)(1)を同号(39)(lv)とし、同号(39)中(lix)を(liv)とし、(lii)を(lii)とし、その次に次のように加える。

(liii) 計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第三号の二(39)中(lix)を(li)とし、(lix)から(lix)までを(xl)から(1)までとし、同号(39)(lix)中「ロール」の下に「その他部分品」を加え、同号(39)(lix)を同号(39)(lix)とし、同号(39)中(lix)を(lix)とし、(lix)を(lix)とし、(lix)を(lix)とし、その次に次のように加える。

(liii) 家庭用ミシン

別表第二の三第三号の二(39)(lix)を同号(39)(lix)とし、その次に次のように加える。

(xvi) 家庭用又は営業用の洗濯機

別表第二の三第二号の二(39)(xx)を同号(39)(xvii)とし、同号(39)(xix)中「並びにその」を「その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びにこれらの」に改め、同号(39)(xix)を同号(39)(xxi)とし、同号(39)中(xviii)を(xxx)とし、(xvii)から(xvii)までを(xxx)から(xvii)までとし、同号(39)(xix)中「昇降機、コンベヤその他の」を削り、同号(39)(xvii)を同号(39)(xix)とし、同号(39)中(xxi)を(xviii)とし、(xx)を(xvii)とし、同号(39)(xix)中「及びキャプスタン」を「キャプスタン及びジャッキ並びにこれらの部分品」に改め、同号(39)(xix)を同号(39)(xxi)とし、同号(39)(xviii)中「及び」を「スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器並びに」に改め、同号(39)(xviii)を同号(39)(xx)とし、同号(39)(xvii)の次に次のように加える。

(xviii) 家庭用の皿洗機

(xix) 体重測定機器及び家庭用はかり

別表第二の三第二号の二(39)を同号(40)とし、同号(38)中(vii)を(xviii)とし、(iv)から(vi)までを(v)から(vii)までとし、同号(38)(iii)の次に次のように加える。

(iv) 刃物並びにスプーン、フォーク、ひしやく、しやくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バ

ターナ이프、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具

別表第二の三第二号の二(38)を同号(39)とし、同号(37)中「ジルコニウム」の下に「、マンガン」を加え、同号(37)を同号(38)とし、同号中(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、同号(33)(i)中「線」の下に「、板、シート及びストリップ」を加え、同号(33)(ii)及び(iii)を次のように改める。

(ii) 裏張りしたアルミニウムのはく

(iii) アルミニウム製の管及び管用継手

別表第二の三第二号の二(33)を同号(34)とし、同号(32)を同号(33)とし、同号(31)(ii)を次のように改める。

(ii) 銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル、組みもその他これらに類する製品

別表第二の三第二号の二(31)(iii)を削り、同号(31)を同号(32)とし、同号(30)(i)を次のように改める。

(i) 鋼矢板及び溶接形鋼

別表第二の三第二号の二(30)中(xii)を(xiii)とし、(iv)から(xi)までを(v)から(xii)までとし、同号(30)(iii)を次のように改める。

(iii) 鉄鋼製の管用継手

別表第二の三第二号の二(30)(iii)を同号(30)(iv)とし、同号(30)(ii)中「鉄鋼製」を「鑄鉄製又は鉄鋼製」に改め、同号(30)(ii)を同号(30)(iii)とし、同号(30)(i)の次に次のように加える。

(ii) レール、ガードレール、ラックレール、トンダレール、轍差及び転轍棒その他の分岐器の構成部分並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの

別表第二の三第二号の二(30)を同号(31)とし、同号(29)(i)及び(ii)を次のように改める。

(i) 一次材料及び粒状又は粉状の物品

(ii) 鉄及び非合金鋼

別表第二の三第二号の二(29)(iii)中「のインゴットその他の一次形状のもの、半製品、フラットロール製品、棒、形鋼及び線」を削り、同号(29)を同号(30)とし、同号中(28)を(29)とし、(4)から(27)までを(5)から(28)までとし、同号(3)(ii)中「クロロ硫酸」の下に「、ふつ化水素」を加え、同号(3)を同号(4)とし、同号(2)(iii)中「ピッチコークス」を「ピッチ及びピッチコークス」に改め、同号(2)(iv)中「調製品」の下に「並びに廃油」を加え、同号(2)を同号(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱

別表第二の四中「カザフスタン」の下に「キルギス」を、「シリア」の下に「タイ、トルコ」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年一月二十三日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア等を仕向地とする軍用の化学製剤の製造に用いられる反応器の部分品等の輸出について承認を要することとする必要があるからである。

外国為替及び外国貿易法に基づく 輸出貿易管理令等の改正について

(ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置)

2025年1月10日

経済産業省

貿易経済安全保障局

貿易管理部

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

今回の追加制裁措置の概要

- ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、米EU等の主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、追加のロシア制裁として、外為法に基づき下記の措置を講じることを**1月10日に閣議了解**。
- このため、資産凍結・輸出禁止の対象となる団体の指定を行うとともに（外務省告示。下記1～4）、**ロシア・ベラルーシ以外の第3国に所在する特定団体への輸出禁止措置及びロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出禁止措置**に関する輸出貿易管理令を改正する（1月10日閣議決定。下記4,5）。

【1月10日に閣議了解した追加のロシア・ベラルーシ制裁措置】

- 1 ロシアの関係者等及び特定銀行（11個人・29団体・3行）に対する資産凍結等**（外務省告示1月10日公布）
本措置による資産凍結等の対象者は、計1007個人・297 団体、銀行17行。1月10日から実施。
- 2 ロシア・ベラルーシ以外の国・地域の関係者及び特定銀行（1個人・1行）に対する資産凍結等の措置**
（外務省告示1月10日公布）
本措置による資産凍結等の対象者は、計1個人・3 団体、銀行1行。1月10日から実施。
- 3 ロシアの軍事関連団体等（22団体）への輸出等禁止**（外務省告示1月10日公布）
本措置による輸出等禁止措置の対象となるロシアの軍事関連団体は計559団体。1月17日から実施。
- 4 ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止**（輸出貿易管理令1月16日公布・外務省告示1月10日公布）
制裁迂回に関与した疑いのある31団体(UAE1団体、中国18団体、カザフスタン1団体、キルギス2団体、タイ1団体、トルコ8団体)向けの輸出を禁止。本措置による輸出等禁止措置の対象団体は計47団体。
- 5 ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止**（輸出貿易管理令1月16日公布）
特殊車両等のエンジン及び部品、小型自動二輪車、音響機器、工具等335品目等のロシア向けの輸出を禁止。

対ロシア輸出入等禁止措置（全体像）

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、我が国は、G7等の主要国と連携しつつ、ロシア制裁の一環として、広範な輸出入禁止措置を累次に渡って実施。

青字:今回追加項目

※この他、役務取引の一部を新たに規制

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

(1) 国際輸出管理レジームの対象品目（ベラルーシ含む）

※対象品目: 工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

(2) 軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一部ベラルーシ含む）

※対象品目: 半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

(3) 化学・生物兵器関連物品等（※今回、カプサイシン等化学物質等追加）

※対象品目: 化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

(4) 先端的な物品等

※対象品目: 量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

(5) 産業基盤強化に資する物品（※今回、特殊車両等のエンジン及び部品等335品目追加）

※対象品目: 貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車、自動車用エンジンオイル等

(6) 石油精製用の装置等

ぜいたく品
輸出禁止

(7) 奢侈品（しゃし品）

※対象品目: 酒類、宝飾品等

軍事関連
団体向け
輸出禁止

(8) ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体（軍事関連団体等）

●ロシア: 559団体（※今回、22団体を追加）

●ベラルーシ: 27団体

●第3国: 48団体（※今回、UAE1団体、中国18団体、カザフスタン1団体、キルギス2団体、タイ1団体、トルコ8団体、計31団体を追加）
UAE3団体、アルメニア1団体、中国25団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ8団体、ウズベキスタン3団体

輸入等
禁止措置

(9) 一部物品

※対象品目: アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地又は原産地とする場合）

輸出入
禁止措置

(10) 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置（共通）

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出禁止措置**を導入する旨発表（1月10日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（1月10日閣議決定、1月16日公布、1月23日施行）。これに合わせて関連する省令等を整備することにより、上記に関する輸出禁止措置を導入する。

○ロシア向け輸出禁止となる追加対象品目等

・産業基盤強化に資する物品（P11～）

特殊車両等のエンジン及び部品、小型自動二輪車、音響機器、工具等（HSコード6桁により335品目を指定）

・化学・生物兵器関連物品（P30～）

カプサイシン等化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

・役務取引（P33～）

CADプログラム等

ロシアを仕向地とする貨物の輸出承認について

輸出貿易管理令第2条第1項第1号の4に定めるロシアを仕向地とする貨物の輸出については、「輸出貿易管理令の運用について」によるほか、「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」により行います。また、既存のロシア向けの措置に加え、2025年1月23日より、下記の追加措置を実施します。

○適用品目等

輸出令別表第2の3に掲げる貨物のロシアを仕向地とするもの

別表第二の三の第一号の二 □ ・ ハ : 修正

別表第二の三の第二号の二 (2) ～ (50) : 新設・修正

(注) 上記に掲げる貨物のうち、輸出令別表第2に掲げる貨物に該当する場合には、当該貨物に係る手続によるものとする。ただし、当該貨物の承認は、当該貨物の承認基準のほか、本通達（ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について）による承認基準も勘案の上で行う。

○輸出の承認

今般の輸出規制対象貨物のロシアを仕向地とする輸出は、原則として承認しない。ただし、次の1.～9.のいずれかに該当する場合には、承認を行うことがある。

1. 食品・医薬品
2. 人道支援の目的で輸出するもの
3. サイバーセキュリティの確保に関するもの
4. 海洋の安全に関するもの
5. 消費者向けの通信機器（PC、スマホ等（ベラルーシ又はロシアの政府機関又は国有企業向けを除く。））
6. 民間向けの通信インフラ（インターネットを含む。）に関するもの
7. 政府間で輸出するもの（宇宙協力等の非軍事分野における政府間協力等）
8. 最終需要者が法人の場合であって、当該法人の全ての株式を日本又は以下に掲げる国・地域（※）の法人が出資した法人（合併を含む。）向けの輸出
9. 我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

※米、EU27か国、豪、加、NZ、英、アイスランド、韓国、ノルウェー、スイス

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋） 及び補足点

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

外国為替及び外国貿易法（関連条文抜粋） 及び補足点

（輸出の許可等）

第四十八条第三項

経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（役務取引等）

第二十五条第六項

主務大臣は、居住者が非居住者との間で行う役務取引（特定技術に係るもの及び第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借若しくは贈与に関する取引（第四項に規定するものを除く。）（以下「役務取引等」という。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、若しくは国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるとき、又は第十条第一項の閣議決定が行われたときは、政令で定めるところにより、当該役務取引等を行おうとする居住者に対し、当該役務取引等を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

※これまでの我が国のロシア・ベラルーシ等輸出入禁止措置等については、以下のHPをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

※米国及びEUの輸出禁止措置については、以下のHPをご参照ください。

米国：<https://www.bis.doc.gov/index.php/policy-guidance/country-guidance/russia-belarus>

EU：<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/sanctions/restrictive-measures-against-russia-over-ukraine/>

ロシアへの輸出承認手続きに関するフローチャート

ロシア向けの貨物について、外為法第48条第3項に基づき、輸出承認を受ける義務を課すことにより輸出を禁止。

ロシア向けの貨物



特定団体（軍事関連団体）向けの貨物（※1）



輸出承認対象（不承認（※3、※4））



輸出貿易管理令別表第2の3の貨物（※2）



輸出承認対象（不承認（※3、※4））



輸出承認申請不要（※5）

- （※1） 経済産業大臣が告示で指定する者（ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等）
- （※2） 国際輸出管理レジーム対象品目（工作機械、炭素繊維、高性能半導体等）、軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一般的に使用される半導体、コンピュータ、通信機器等）、奢侈品、先端的な物品（量子コンピューター、3Dプリンター等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車等）
- （※3） 人道支援の目的等で輸出する場合は、承認することがある。詳細は次頁を参照
- （※4） 輸出承認対象の場合であっても輸出貿易管理令別表第5及び第6に定める特例の対象となる場合は輸出承認は不要。（無償の救いづつ品、個人の携帯品や職業用具等。ただし、無償の商品見本等を除く。）
- （※5） 本措置以外に輸出承認対象となっている貨物については、当該貨物の輸出承認申請が必要。

（注意） 本フローチャートは、輸出貿易管理令第2条第1項第1号の3～7の輸出の承認に係る貨物に関するフローチャートです。また、手続きの流れを簡潔に示すために、規制内容等を簡略化して記述しています。規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(1)	土石類及び石灰	(i) 粘土、アンダラーサイト、カイアナイト、シリマナイト、ムライト、シャモット及びダイナスアース	2508.10、2508.30、2508.40、2508.50、2508.60、2508.70
		(ii) 白亜	2509.00
		(iii) けいそう土その他これに類するけい酸質の土	2512.00
		(iv) 大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター	2515.11、2515.12、2515.20
		(v) ドロマイト	2518.20
		(vi) 天然の炭酸マグネシウム	2519.10
		(vii) 天然石膏及び天然無水石膏	2520.10
		(viii) 石灰石その他の石灰質の岩石	2521.00
		(ix) 生石灰、消石灰及び水硬性石灰	2522.10、2522.20、2522.30
		(x) 雲母及びそのくず	2525.10、2525.20、2525.30
		(xi) ステアタイト及びタルク	2526.10、2526.20
		(xii) キーゼル石及び瀉(しゃ)利塩	2530.20
(2)	マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱		2602.00
(3)	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	(i) 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン	2701.11、2701.12、2701.19、2701.20、2702.10、2702.20、2703.00、2704.00
		(ii) キシロール	2707.30
		(iii) ピッチ及びピッチコークス	2708.10、2708.20
		(iv) 石油及び歴青油並びにこれらの調製品並びに廃油	2710.12、2710.19、2710.20、2710.91、2710.99
		(v) ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの	2712.10、2712.20、2712.90
		(vi) 歴青質混合物	2715.00
(4)	無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物	(i) 水素、窒素、けい素、りん及び砒(ひ)素	2804.10、2804.30、2804.61、2804.70、2804.80
		(ii) 塩化水素、クロロ硫酸、ふつ化水素及び無機非金属酸化物	2806.10、2806.20、2811.11、2811.29
		(iii) 二硫化炭素	2813.10
		(iv) 無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガンを並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩	2814.10、2814.20、2815.12、2818.30、2819.90、2820.10、2825.10
		(v) 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩	2827.31、2827.32、2827.35、2827.51、2828.90、2829.11、2829.90、2832.20、2833.24、2833.30、2834.10、2836.30、2836.50、2839.90、2840.30、2841.50、2841.80
		(vi) コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素	2843.10、2843.29、2843.30、2847.00

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(5)	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	(i) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその誘導体	3201.10、3201.20、3201.90
		(ii) 合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品	3202.10、3202.90
		(iii) 植物性又は動物性の着色料及びレーキ顔料その他の着色料並びにこれらをもととした調製品	3203.00、3204.90、3205.00、3206.41、3206.49
		(iv) ルミノホアとして使用する種類の合成した有機物	3204.90
		(v) 調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリッパ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	3207.10、3207.20、3207.30、3207.40
		(vi) ペイント、ワニス、プラスチックの一次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	3208.10、3208.20、3208.90、3209.10、3209.90、3210.00
		(vii) 水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペースト状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	3212.90
		(viii) ガラス用又は接ぎ木用のパテ、レジセメント、閉塞用のコンパウンドその他のマスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する面用の非耐火性調製上塗り材	3214.10、3214.90
		(ix) 印刷用インキ	3215.11、3215.19
(6)	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用する種類の調製品		3403.11、3403.19、3403.91、3403.99
(7)	変性でん粉及び膠着剤	(i) デキストリンその他の変性でん粉	3505.10
		(ii) 調製膠着剤その他の調製接着剤	3506.99
(8)	写真用又は映画用のプレート、フィルムその他の材料		3701.20、3701.91、3702.10、3702.31、3702.32、3702.39、3702.41、3702.42、3702.43、3702.44、3702.52、3702.53、3702.54、3702.55、3702.56、3702.96、3702.97、3702.98、3703.10、3703.20、3703.90、3705.00、3706.10、3706.90

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(9)	化学工業生産品	(i) コロイド状又は半コロイド状の黒鉛	3801.20
		(ii) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	3806.20
		(iii) 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもとしたもの	3807.00
		(iv) 仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品	3809.10、3809.91、3809.92、3809.93
		(v) 金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品	3810.10、3810.90
		(vi) アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤	3811.11、3811.19、3811.21、3811.29、3811.90
		(vii) ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	3812.20
		(viii) 消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消火弾	3813.00
		(ix) 有機の配合溶剤、配合シンナー及びペイント用又はワニス用の調製除去剤	3814.00
		(x) 反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒	3815.11、3815.12、3815.19、3815.90
		(xi) 耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品	3816.00
		(xii) 混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン	3817.00
		(xiii) 元素又は化合物を電子工業用にドーブ処理したもの	3818.00
		(xiv) 液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液	3819.00
		(xv) 調製不凍液及び調製解凍液	3820.00
		(xvi) トール油脂肪酸	3823.13
		(xvii) 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びにチューインガムベースその他の化学工業において生産される化学品及び調製品	3824.81、3824.84、3824.99
		(xviii) 廃酸化鉄その他の化学工業において生ずる残留物	3825.90
		(xix) バイオディーゼル及びその混合物	3826.00
		(xx) メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物	3827.90
(10)	プラスチック及びその製品	(i) エチレンーアルファーオレフィン共重合体	3901.40
		(ii) プロピレンその他のオレフィンの重合体	3902.20、3902.30、3902.90
		(iii) スチレンの重合体	3903.19、3903.90
		(iv) ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体	3904.10、3904.50

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 2の2	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(10)	プラスチック及び その製品	(v) 酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体	3905.12、3905.19、3905.21、3905.29、3905.30、 3905.91、3905.99
		(vi) アクリル重合体	3906.10、3906.90
		(vii) ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリ乳酸及びポリアリルエステルその他のポリエステル	3907.21、3907.40、3907.70、3907.91
		(viii) ポリアミド	3908.10、3908.90
		(ix) アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン	3909.20、3909.39、3909.40、3909.50
		(x) セルロース及びその化学的誘導体	3912.11、3912.20、3912.90
		(xi) スチレンの重合体のくず	3915.20
		(xii) プラスチック製の管、ホース、板、シート、フィルム、はく及びストリップ	3917.10、3917.23、3917.31、3917.32、3917.33、 3920.10、3920.61、3920.69、3920.73、3920.91、 3921.19
		(xiii) プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ピデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	3922.90
		(xiv) プラスチック製の戸及び窓、これらの枠並びに戸の敷居	3925.20
(11)	ゴム及びその製品	(i) 合成ゴム及び油から製造したファクチス並びにこれらのものと天然ゴム又は天然ガムとの混合物	4002.11、4002.19、4002.20、4002.31、4002.39、 4002.41、4002.49、4002.51、4002.59、4002.60、 4002.70、4002.80、4002.91、4002.99
		(ii) 配合ゴム	4005.10、4005.20、4005.91、4005.99
		(iii) ゴム製の板、シート及びストリップ	4006.10、4008.21
		(iv) ゴム製の管及びホース	4009.12、4009.41
		(v) コンベヤ用又は伝動用のゴム製のベルト及びベルチング	4010.11、4010.12、4010.19、4010.31、4010.32、 4010.33、4010.34、4010.35、4010.36、4010.39
		(vi) バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ	4011.20、4011.30
		(vii) 更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及び タイヤフラップ	4012.11、4012.12、4012.13、4012.19、4012.20、 4012.90
		(viii) ゴム製のガスケット、ワッシャーその他のシール	4016.93
(12)	木材及びその製品	(i) 縦にひき、若しくは割り、平削りし、又は丸剥ぎした木材並びに化粧ばり用単板及び合板用単板並びに これらに類する積層木材用単板	4407.11、4407.12、4407.13、4407.14、4407.19、 4407.21、4407.22、4407.23、4407.25、4407.26、 4407.27、4407.28、4407.29、4407.91、4407.92、 4407.93、4407.94、4407.95、4407.96、4407.97、 4407.99、4408.10
		(ii) 木質の材料の繊維板	4411.13、4411.94
		(iii) 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	4412.10、4412.31、4412.33、4412.34、4412.39、 4412.41、4412.42、4412.49、4412.51、4412.52、 4412.59、4412.91、4412.92、4412.99
		(iv) 木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品	4416.00
		(v) 木製のコンクリート型枠及び組み合わせた床用パネル	4418.40、4418.79

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(13)	天然コルクの製品並びに凝集コルク及びその製品	4503.10、4503.90、4504.10、4504.90
(14)	木材パルプ、繊維素 繊維を原料とするその 他のパルプ及び古紙	(i) 機械木材パルプ
		(ii) ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ
		(iii) 機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ
		(iv) 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ
		(v) 古紙
(15)	紙及び板紙並びに製 紙用パルプ、紙又は板 紙の製品	(i) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙、板紙、せん孔カード用紙及び せん孔テープ用紙
		(ii) クラフト紙及びクラフト板紙
		(iii) ロール状又はシート状の塗布していない段ボール用中芯原紙その他の紙及び板紙
		(iv) 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙
		(v) 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙
		(vi) コルゲート加工をし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、又はせん孔した紙及び板紙
		(vii) カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙
		(viii) カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布したロール状又は長方形のシート状の紙及び板紙
		(ix) 塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し、若しくは装飾を施し、又は印刷したロール状又は長方形の シート状の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ
		(x) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー
		(xi) 紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース
		(xii) 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類
		(xiii) 特定の大きさ又は形状に切った紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ並びに盆そ の他の製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(16)	設計図、図案及び手書き文書並びにこれらをカーボン複写し、又は感光紙に写真複写したもの	4906.00
(17)	カードし、又はコームした羊毛、織獣毛及び粗獣毛、羊毛製の紡毛糸及び梳毛糸並びに羊毛製又は織獣毛製の梳毛織物	5105.10、5105.21、5105.29、5105.31、5105.39、 5105.40、5106.10、5106.20、5107.10、5107.20、 5112.11、5112.19、5112.20、5112.30、5112.90
(18)	綿及び綿織物	5205.11、5205.12、5205.13、5205.14、5205.15、 5205.21、5205.22、5205.23、5205.24、5205.26、 5205.27、5205.28、5205.31、5205.32、5205.33、 5205.34、5205.35、5205.41、5205.42、5205.43、 5205.44、5205.46、5205.47、5205.48、5206.42、 5209.11、5211.11、5211.12、5211.19、5211.20、 5211.31、5211.32、5211.39、5211.41、5211.42、 5211.43、5211.49、5211.51、5211.52、5211.59
(19)	コイヤーンその他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	5308.10、5308.20、5308.90
(20)	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品	(i) ポリプロピレンのマルチプルヤーン及びケーブルヤーン
		5402.63
		(ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸
		5403.10、5403.31、5403.32、5403.33、5403.39、 5403.41、5403.42、5403.49
		(iii) 合成繊維の単繊維及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品
		5404.11、5404.12、5404.19、5404.90
		(iv) 合成繊維の長繊維の糸の織物であつて、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融により結合したもの
		5407.30
(21)	人造繊維の短繊維及びその織物	(i) 合成繊維の長繊維のトウ
		5501.11、5501.19、5501.20、5501.30、5501.40、 5501.90
		(ii) 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ
		5502.10、5502.90
		(iii) 合成繊維の短繊維及びその織物
		5503.11、5503.19、5503.20、5503.30、5503.40、 5503.90、5506.10、5506.20、5506.30、5506.40、 5506.90、5512.21、5512.99
		(iv) 再生繊維又は半合成繊維の短繊維及びこれらの織物
		5504.90、5507.00、5516.11、5516.12、5516.13、 5516.14、5516.21、5516.22、5516.23、5516.24、 5516.31、5516.32、5516.33、5516.34、5516.41、 5516.42、5516.43、5516.44、5516.91、5516.92、 5516.93、5516.94
(22)	ウォッディング、特殊糸及びひも並びにこれらの製品	(i) 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ
		5601.29、5601.30
		(ii) ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し、又は被覆した紡織用繊維の糸及び合成繊維、再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品
		5604.10、5604.90
		(iii) 金属を交えた糸
		5605.00
		(iv) 結束用又は包装用のポリエチレン製又はポリプロピレン製のひも
		5607.41
(23)	綿製のたてパイル織物、もじり織物及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類	5801.27、5803.00、5806.40

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(24)	染み込ませ、塗布し、 被覆し、又は積層した 紡織用繊維の織物類 及び工業用の紡織用 繊維製品	(i) 書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類であつてガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類
		(ii) 紡織用繊維の壁面被覆材
		(iii) 紡織用繊維製の芯、白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物
		(iv) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製のベルト及びベルチング
		(v) 紡織用繊維の物品又は製品であつて、針布に使用する種類のもの又は製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他の技術的用途に供するもの
(25)	メリヤス編物及びクロセ編物	5901.10、5901.90
(26)	中古の衣類及び紡織用繊維の中古の物品	5905.00 5908.00 5910.00 5911.10、5911.31、5911.32、5911.40
(27)	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	(i) 加工した石灰質の石
		(ii) 天然石製のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品
		(iii) スラグウール、ロックウールその他これらに類する鉱物性ウール及び剥離させたバーミキュライト、エキスパンデッドクレー、フォームスラグその他これらに類する膨張させた鉱物性材料並びに断熱用、防音用又は吸音用の鉱物性材料の混合物及び製品
		(iv) アスファルトその他これに類する材料の製品
		(v) プラスター又はプラスターをもととした材料から成るボード、シート、パネル、タイルその他これらに類する製品
		(vi) 建築用又は土木建設用のセメント製、コンクリート製又は人造石製のプレハブ式の構築材
		(vii) 石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品
		(viii) 石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品
		(ix) 加工した雲母及び雲母製品
(28)	陶磁製品	(i) れんが、ブロック、タイルその他の陶磁製品
		(ii) 陶磁製の建設用れんが
		(iii) 瓦、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品
		(iv) 陶磁製の管、導管、とい及び管用継手
		(v) 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル並びに仕上げ用の陶磁製品
		(vi) 農業に使用する種類の陶磁製のおけ、かめその他これらに類する容器及び輸送又は包装に使用する種類の陶磁製のつぼ、ジャーその他これらに類する製品
(29)	ガラス並びにガラス製品及びその部分品	(i) ガラスの球、棒及び管
		(ii) 鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス
		(iii) 引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス
		(iv) フロート板ガラス及び磨き板ガラス
		(v) 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス並びに合わせガラス
		(vi) 電灯用のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じていないもの及びこれらの部分品

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(30)	鉄鋼	(i) 一次材料及び粒状又は粉状の物品	7201.10、7201.20、7201.50、7202.11、7202.19、 7202.21、7202.29、7202.30、7202.41、7202.49、 7202.50、7202.60、7202.70、7202.80、7202.91、 7202.92、7202.93、7202.99、7203.10、7203.90、 7204.10、7204.21、7204.29、7204.30、7204.41、 7204.49、7204.50、7205.10、7205.21、7205.29
		(ii) 鉄及び非合金鋼	7206.10、7206.90、7207.11、7207.12、7207.19、 7207.20、7208.10、7208.25、7208.26、7208.27、 7208.36、7208.37、7208.38、7208.39、7208.40、 7208.51、7208.52、7208.53、7208.54、7208.90、 7209.15、7209.16、7209.17、7209.18、7209.25、 7209.26、7209.27、7209.28、7209.90、7210.11、 7210.12、7210.20、7210.30、7210.41、7210.49、 7210.50、7210.61、7210.69、7210.70、7210.90、 7211.13、7211.14、7211.19、7211.23、7211.29、 7211.90、7212.10、7212.20、7212.30、7212.40、 7212.50、7212.60、7213.10、7213.20、7213.91、 7213.99、7214.10、7214.20、7214.30、7214.91、 7214.99、7215.10、7215.50、7215.90、7216.10、 7216.21、7216.22、7216.31、7216.32、7216.33、 7216.40、7216.50、7216.61、7216.69、7216.91、 7216.99、7217.10、7217.20、7217.30、7217.90、 7228.80
		(iii) ステンレス鋼その他の合金鋼	7218.10、7218.91、7218.99、7219.11、7219.12、 7219.13、7219.14、7219.21、7219.22、7219.23、 7219.24、7219.31、7219.32、7219.33、7219.34、 7219.35、7219.90、7220.11、7220.12、7220.20、 7220.90、7221.00、7222.11、7222.19、7222.20、 7222.30、7222.40、7223.00、7224.10、7224.90、 7225.11、7225.19、7225.30、7225.40、7225.50、 7225.91、7225.92、7225.99、7226.11、7226.19、 7226.20、7226.91、7226.92、7226.99、 7227.10、7227.20、7227.90、7228.10、7228.20、 7228.30、7228.40、7228.50、7228.60、7228.70、 7228.80、7229.20、7229.90

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(31)	鉄鋼製品及びその部分品	(i) 鋼矢板及び溶接形鋼	7301.10、7301.20
		(ii) レール、ガードレール、ラックレール及びトンゲレール、轍(てつ)差及び轍(てつ)棒その他の分岐器の構成部分並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの	7302.10、7302.30、7302.40、7302.90
		(iii) 鋳鉄製又は鉄鋼製の管及び中空の形材	7303.00、7304.11、7304.19、7304.22、7304.23、7304.24、7304.29、7304.31、7304.39、7304.41、7304.49、7304.51、7304.59、7304.90、7305.11、7305.12、7305.19、7305.20、7305.31、7305.39、7305.90、7306.11、7306.19、7306.21、7306.29、7306.30、7306.40、7306.50、7306.61、7306.69、7306.90
		(iv) 鉄鋼製の管用継手	7307.11、7307.19、7307.21、7307.22、7307.23、7307.29、7307.91、7307.92、7307.93、7307.99
		(v) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	7308.10、7308.20、7308.30、7308.40、7308.90
		(vi) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器	7309.00
		(vii) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	7310.10、7310.21、7310.29
		(viii) 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	7311.00
		(ix) ステンレス鋼製の機械用ワイヤエンドレスバンド	7314.12
		(x) 鉄鋼製のコッター及びコッターピン	7318.24
		(xi) 鉄鋼製のコイルばね	7320.20
		(xii) 鉄鋼製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品	7322.90
		(xiii) 鉄鋼製の浴槽	7324.29
(32)	銅及びその製品	(i) 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ	7407.10、7407.21、7407.29、7408.11、7408.19、7408.21、7408.22、7408.29、7409.11、7409.19、7409.21、7409.29、7409.31、7409.39、7409.40、7409.90
		(ii) 銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品	7411.10、7411.21、7411.22、7411.29、7412.10、7412.20、7413.00、7415.21

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(33)	ニッケル及びその製品	(i) ニッケルの棒、形材、線、板、シート、ストリップ及びはく	7505.11、7505.12、7505.21、7505.22、7506.10、7506.20
		(ii) ニッケル製の管及び管用継手	7507.11、7507.12、7507.20
		(iii) ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他のニッケル製品	7508.10、7508.90
(34)	アルミニウム及びその製品	(i) アルミニウムの線、板、シート及びストリップ	7605.11、7605.19、7605.21、7605.29、7606.11、7606.12、7606.91、7606.92
		(ii) 裏張りしたアルミニウムのはく	7607.20
		(iii) アルミニウム製の管及び管用継手	7608.10、7608.20、7609.00
		(iv) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	7610.10、7610.90
		(v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器	7611.00
		(vi) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	7612.10、7612.90
		(vii) 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	7613.00
		(viii) アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	7616.10
(35)	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク		7804.11、7804.19、7804.20
(36)	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく		7905.00
(37)	すずの塊、棒、形材及び線並びにすず製の管その他のすず製品		8001.10、8001.20、8003.00、8007.00
(38)	タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコニウム、マンガン及びレニウム並びにこれらの製品		8101.10、8102.10、8102.94、8102.95、8102.96、8102.97、8102.99、8105.90、8109.21、8109.29、8109.31、8109.39、8109.91、8109.99、8111.00、8112.41、8112.49
(39)	卑金属製品	(i) 帯のこぎりの卑金属製のブレード	8202.20
		(ii) 卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具	8205.59、8207.13、8207.19、8207.20、8207.30、8207.40、8207.50、8207.60、8207.70、8207.80、8207.90
		(iii) 機械用又は器具用の卑金属製のナイフ及び刃	8208.10、8208.20、8208.30、8208.40、8208.90
		(iv) 刃物並びにスプーン、フォーク、ひしやく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	8214.10、8214.20、8214.90、8215.10、8215.20、8215.91、8215.99
		(v) 卑金属製の鍵及び自動車に使用する種類の錠	8301.20、8301.70
		(vi) 自動車に使用する種類の卑金属製の取付具その他これに類する物品	8302.30
		(vii) 卑金属製のフレキシブルチューブ	8307.10、8307.90
		(viii) 卑金属製の栓、蓋、瓶用口金、ねじ式たる栓、たる栓用カバー、シールその他これらに類する包装用の附属品	8309.10、8309.90

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤字は今回追加された品目)
(40)	ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び付属品	(i) 蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品
		8402.11、8402.12、8402.19、8402.20、8402.90
		(ii) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品
		8404.10、8404.20、8404.90
		(iii) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品
		8405.10、8405.90
		(iv) 蒸気タービン及びその部分品
		8406.10、8406.81、8406.82、8406.90
		(v) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品
		8407.10、8407.21、8407.29、8408.10、8408.20、8408.90、8409.10、 8409.91 (87.02、87.03、87.04の車両用のものを除く) 、8409.99
		8407.31、8407.32、8407.33、8407.34、8407.90のうち、第87類 (87.02、87.03、87.04を除く) の車両に専ら又は主として使用するもの
		(vi) 液体タービン及び水車並びにこれらの部分品
		8410.11、8410.12、8410.13、8410.90
		(vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品
		8411.11、8411.12、8411.21、8411.22、8411.91
		(viii) 反動エンジン、液体原動機、気体原動機その他の原動機及びその部分品
		8412.10、8412.21、8412.29、8412.31、8412.39、8412.80、8412.90
		(ix) 液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分品
		8413.11、8413.19、8413.20、8413.30、8413.40、8413.50、8413.60、8413.70、8413.81、8413.82、8413.91、8413.92
		(x) 真空ポンプ、ファン及び換気用又は循環用のフード並びにこれらの部分品並びに気体ポンプ、気体圧縮機又は密閉型の生物学的安全キャビネットの部分品
		8414.10、 8414.51、8414.59、8414.60 、8414.90
		(xi) エアコンディショナー
		8415.10 、8415.83
		(xii) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品
		8416.10、8416.20、8416.30、8416.90
		(xiii) 炉及びその部分品
		8417.10、8417.20、8417.80、8417.90
		(xiv) 冷蔵用又は冷凍用の機器
		8418.10、8418.21、8418.29、8418.30、8418.40、8418.69
		(xv) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品
		8419.19、8419.40、8419.50、8419.60、 8419.81 、8419.89、8419.90
		(xvi) カレンダーその他のロール機の部分品
		8420.99
		(xvii) 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品
		8421.11、8421.12、8421.19、8421.21、8421.22、8421.23、8421.29、8421.31、8421.32、8421.39、8421.91、8421.99
		(xviii) 家庭用の皿洗機
		8422.11
		(xix) 体重測定機器及び家庭用はかり
		8423.10
		(xx) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器並びにこれらの部分品
		8424.20、8424.30 、8424.89、8424.90
		(xx i) プーリータックル、ホイスト、ウインチ、キャブスタン及びジャッキ並びにこれらの部分品
		8425.11、 8425.19 、8425.31、 8425.39、8425.41、8425.42、8425.49、8431.10
		(xx ii) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラドルキャリアー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品
		8426.11、8426.12、8426.19、8426.20、8426.30、8426.41、8426.49、8426.91、8426.99、8431.41、 8431.42 、8431.49

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(40)	ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(xx iii) フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品
		8427.10、8427.20、8427.90、8431.20
		(xx iv) 持上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械及びこれらの部分品
		8428.10、8428.20、8428.31、8428.32、8428.33、 8428.39、8428.40、8428.60、8428.70、8428.90、 8431.39、8431.31
		(xx v) ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エキスカベーター、 ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品
		8429.11、8429.19、8429.20、8429.30、8429.40、 8429.51、8429.52、8429.59、8431.41、8431.42、 8431.49
		(xx vi) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き 機及び除雪機並びにこれらの部分品
		8430.10、8430.20、8430.31、8430.39、8430.41、 8430.49、8430.50、8430.61、8430.69、8431.41、 8431.42、8431.43、8431.49
		(xxvii) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械
		8439.10、8439.30
		(xxviii) 製本用機械の部分品
		8440.90
		(xx ix) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械
		8441.30
		(xxx) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品
		8442.40
		(xxx i) 印刷機その他のプリンター、複写機及びファクシミリ並びにこれらの部分品及び附属品
		8443.12、8443.13、8443.15、8443.16、8443.17、 8443.19、8443.31、8443.32、8443.39、8443.91
		(xxx ii) 人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機、切断機及びこれらの補助機械並びにこれら の部分品及び附属品
		8444.00、8448.11、8448.19
		(xxx iii) 紡績準備機械、紡織用繊維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡織用繊維の糸を準備する機 械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンプヤーン、チュール、レース、し しゅう布、トリミング、組ひも若しくは網の製造機械の補助機械（これらの部分品及び附属品を含 む。）並びにこれらの部分品及び附属品
		8448.11、8448.19、8448.20、8448.31、8448.32、 8448.33、8448.39、8448.42、8448.49、8448.51、 8448.59
		(xxx iv) 家庭用又は営業用の洗濯機
		8450.11、8450.12、8450.19
		(xxx v) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布 用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペストを被覆する機械及び紡織用繊維の 織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品
		8451.10、8451.21、8451.29、8451.30、8451.90
		(xxx vi) 家庭用ミシン
		8452.10
		(xxxvii) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又は革製の履物 その他の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品
		8453.10、8453.20、8453.80、8453.90
		(xxxviii) 転炉、取鍋、インゴット用鋳型及び鋳造機並びにこれらの部分品
		8454.10、8454.20、8454.30、8454.90
		(xxx ix) 金属圧延機及びそのロールその他部分品
		8455.10、8455.21、8455.22、8455.30、8455.90
		(xi) レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラ ズママークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこ れらの部分品及び附属品
		8456.11、8456.12、8456.20、8456.30、8456.40、 8456.50、8456.90、8466.93

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤字は今回追加された品目)
(40)	ボイラー及び機械類 並びにこれらの部分品 及び付属品	(xl i) 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン並びにこれらの部分品及び付属品
		8457.10、8457.20、8457.30、8466.93
		(xl ii) 旋盤並びにその部分品及び付属品
		8458.11、8458.19、8458.91、8458.99、8466.93
		(xl iii) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び付属品
		8459.10、8459.21、8459.29、8459.31、8459.39、8459.41、8459.49、8459.51、8459.59、8459.61、8459.69、8459.70、8466.93
		(xl iv) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び付属品
		8460.12、8460.19、8460.22、8460.23、8460.24、8460.29、8460.31、8460.39、8460.40、8460.90、8466.93
		(xl v) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び付属品
		8461.20、8461.30、8461.40、8461.50、8461.90、8466.93
		(xl vi) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪(せん)断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニプリングマシン並びにその他のプレス並びにこれらの部分品及び付属品
		8462.11、8462.19、8462.22、8462.23、8462.24、8462.25、8462.26、8462.29、8462.32、8462.33、8462.39、8462.42、8462.49、8462.51、8462.59、8462.61、8462.62、8462.63、8462.69、8462.90、8466.94
		(xl vii) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び付属品
		8463.10、8463.20、8463.30、8463.90、8466.94
		(xl viii) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び付属品
		8464.10、8464.20、8464.90、8466.91
		(xl ix) 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び付属品
		8465.10、8465.20、8465.91、8465.92、8465.93、8465.94、8465.95、8465.96、8465.99、8466.92
		(l) 工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置
		8466.10、8466.20、8466.30
		(l i) ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品
		8467.11、8467.19、8467.21、8467.22、8467.29、8467.81、8467.89、8467.91、8467.92、8467.99
		(l ii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品
		8468.10、8468.20、8468.80、8468.90
		(l iii) 計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機並びにこれらの部分品及び付属品
		8470.10、8470.21、8470.29、8470.30、8470.50、8470.90、8473.21、8473.29、8473.50
		(l iv) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び付属品
		8471.30、8471.41、8471.49、8471.50、8471.60、8471.70、8471.80、8471.90、8473.30、8473.50
		(l v) 事務用機器並びにその部分品及び付属品
		8472.10、8472.30、8472.90、8473.40、8473.50

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第 2の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤字は今回追加された品目)
(40)	(lvi) 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機、捏和(ねつか)機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機並びにこれらの部分品	8474.10、8474.20、8474.31、8474.32、8474.39、8474.80、8474.90
	(lvii) 電球、電子管、せん光電球その他のガラス封入管の組立て用機械及びガラス又はその製品の製造用又は熱間加工用の機械並びにこれらの部分品	8475.10、8475.21、8475.29、8475.90
	(lviii) ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械並びにこれらの部分品	8477.10、8477.20、8477.30、8477.40、8477.51、8477.59、8477.80、8477.90
	(lix) たばこの調整用又は製造用の機械及びこれらの部分品	8478.10、8478.90
	(lx) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品	8479.10、8479.20、8479.30、8479.40、8479.50、8479.60、8479.71、8479.79、8479.81、8479.82、8479.83、8479.89、8479.90
	(lxi) 金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鋳物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型	8480.10、8480.20、8480.30、8480.41、8480.49、8480.50、8480.60、8480.71、8480.79
	(lxii) コック、弁その他これらに類する物品及びこれらの部分品	8481.10、8481.20、8481.30、8481.40、8481.80、8481.90
	(lxiii) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品	8482.10、8482.20、8482.30、8482.40、8482.50、8482.80、8482.91、8482.99
	(lxiv) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、ローラースクリュー、弾み車、プーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品	8483.10、8483.20、8483.30、8483.40、8483.50、8483.60、8483.90
	(lxv) ガasketその他これに類するジョイント、材質の異なるガasketその他これに類するジョイントをセットにし、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシール	8484.10、8484.20、8484.90
	(lxvi) 積層造形用の機械及びその部分品	8485.10、8485.20、8485.30、8485.80、8485.90
	(lxvii) 半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品	8486.10、8486.20、8486.30、8486.40、8486.90
	(lxviii) 船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品	8487.10、8487.90

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第2 の3 二の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(41)	電気機器及び その部分品	(i) 電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれらの部分品	8501.10、8501.20、8501.31、8501.32、8501.33、 8501.34、8501.40、8501.51、8501.52、8501.53、 8501.61、8501.62、8501.63、8501.64、8501.71、 8501.72、8501.80、8502.11、8502.12、8502.13、 8502.20、8502.31、8502.39、8502.40、8503.00
		(ii) トランスフォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品	8504.10、8504.21、8504.22、8504.23、8504.31、 8504.32、8504.33、8504.34、8504.40、8504.50、 8504.90
		(iii) 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式の チャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフ ティングヘッド並びにこれらの部分品	8505.11、8505.19、8505.20、8505.90
		(iv) 一次電池及びその部分品	8506.10、8506.30、8506.40、8506.50、8506.60、 8506.80、8506.90
		(v) 蓄電池及びその部分品	8507.10、8507.20、8507.30、8507.50、8507.60、 8507.80、8507.90
		(vi) 真空式掃除機	8508.11、8508.19、8508.60
		(vii) 台所用ディスポーザーその他の家庭用電気機器	8509.80
		(viii) 火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びに これらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品	8511.10、8511.20、8511.30、8511.40、8511.50、 8511.80、8511.90
		(ix) 電気式の照明用又は信号用の機器、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置並びにこれらの部分品	8512.10、8512.20、8512.30、8512.40、8512.90
		(x) 携帯用電気ランプ及びその部分品	8513.10、8513.90
		(xi) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品	8514.11、8514.19、8514.20、8514.31、8514.32、 8514.39、8514.40、8514.90
		(xii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれ らの部分品	8515.11、8515.19、8515.21、8515.29、8515.31、 8515.39、8515.80、8515.90
		(x iii) 電熱式の調髪用機器その他の家庭において使用する種類の電熱機器及び電熱用抵抗体	8516.31、8516.50、8516.60、8516.71、8516.72、 8516.79、8516.80
		(x iv) 電話機及び音声、画像その他のデータを送受信する機器並びにこれらの部分品	8517.11、8517.13、8517.14、8517.18、8517.61、 8517.62、8517.69、8517.71、8517.79
		(x v) マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、 可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置並びにこれらの部分品	8518.10、8518.21、8518.22、8518.29、8518.30、 8518.40、8518.50、8518.90
		(x vi) 音声又はビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	8519.20、8519.30、8519.81、8519.89、8521.10、 8521.90、8522.10、8522.90
		(x vii) ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体	8523.21、8523.29、8523.41、8523.49、8523.51、 8523.52、8523.59、8523.80
		(x viii) フラットパネルディスプレイモジュール及びその部分品	8524.11、8524.12、8524.19、8524.91、8524.92、 8524.99、8529.10、8529.90
		(x ix) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並び にこれらの部分品	8525.50、8525.60、8525.81、8525.82、8525.83、 8525.89、8529.10、8529.90
		(x ix) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並び にこれらの部分品	8525.50、8525.60、8525.81、8525.82、8525.83、 8525.89、8529.10、8529.90

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第2 の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(41)	(xx) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器並びにこれらの部分品	8526.10、8526.91、8526.92、8529.10、8529.90
	(xx i) ラジオ放送用の受信機器及びその部分品	8527.12、8527.13、8527.19、8527.21、8527.29、8527.91、8527.92、8527.99、8529.10、8529.90
	(xx ii) モニター、プロジェクター及びテレビジョン受像機器並びにこれらの部分品	8528.42、8528.49、8528.52、8528.59、8528.62、8528.69、8528.71、8528.72、8528.73、8529.10、8529.90
	(xx iii) 鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器及びこれらの部分品	8530.10、8530.80、8530.90
	(xx iv) 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器及びこれらの部分品	8531.10、8531.20、8531.80、8531.90
	(xx v) 固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー及びこれらの部分品	8532.10、8532.21、8532.22、8532.23、8532.24、8532.25、8532.29、8532.30、8532.90
	(xx vi) 電気抵抗器及びその部分品	8533.10、8533.21、8533.29、8533.31、8533.39、8533.40、8533.90
	(xxvii) 印刷回路	8534.00
	(xxviii) 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及び光ファイバー用又は光ファイバーケーブル用の接続子並びにこれらの部分品	8535.10、8535.21、8535.29、8535.30、8535.40、8535.90、8536.10、8536.20、8536.30、8536.41、8536.49、8536.50、8536.61、8536.69、8536.70、8536.90、8538.90
	(xx ix) 電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれらの部分品	8537.10、8537.20、8538.10、8538.90
	(xxx) フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源並びにこれらの部分品	8539.10、8539.21、8539.22、8539.29、8539.31、8539.32、8539.39、8539.41、8539.49、8539.51、8539.52、8539.90
	(xxx i) 熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品	8540.11、8540.12、8540.20、8540.40、8540.60、8540.71、8540.79、8540.81、8540.89、8540.91、8540.99
	(xxx ii) 半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品	8541.10、8541.21、8541.29、8541.30、8541.41、8541.42、8541.43、8541.49、8541.51、8541.59、8541.60、8541.90
	(xxx iii) 集積回路及びその部分品	8542.31、8542.32、8542.33、8542.39、8542.90
	(xxx iv) 粒子加速器、信号発生器、電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器、電子たばこその他これに類する個人用の電気的な気化用器具その他の電気機器及びその部分品	8543.10、8543.20、8543.30、8543.40、8543.70、8543.90
	(xxx v) 電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）	8544.11、8544.19、8544.20、8544.30、8544.42、8544.49、8544.60、8544.70
	(xxx vi) 炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素棒、電池用炭素棒その他の製品であつて黒鉛その他の炭素のもの	8545.11、8545.19、8545.20、8545.90
	(xxxvii) がい子	8546.10、8546.20、8546.90
	(xxxviii) 電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手	8547.10、8547.20、8547.90
	(xxx ix) 機器の電気式部分品	8548.00
	(xl) 電気電子機器のくず	8549.11、8549.12、8549.13、8549.14、8549.19、8549.21、8549.29、8549.31、8549.39、8549.91、8549.99

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第2 の3 の二	貨物名		対象となる関税率表の番号等 (赤文字は今回追加された品目)
(42)	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両、鉄道又は軌道の線路用装備品、機械式交通信号用機器並びにこれらの部分品		8602.10、8602.90、 8603.10、8603.90 、8604.00、 8605.00 、8606.10、8606.30、8606.91、8606.92、8606.99、 8607.11、8607.12、8607.19、8607.21、8607.29、8607.30、8607.91、8607.99、8608.00
(43)	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品	(i) セミトレーラー用の道路走行用トラクター、無限軌道式トラクター及びこれらの車体並びにこれらの部分品及び附属品	8701.21、8701.22、8701.23、8701.24、 8701.29、8701.30 8707.90、8708.10、8708.21、8708.22、8708.29、8708.30、8708.40、8708.50、8708.70、8708.80、8708.91、8708.92、8708.93、8708.94、8708.95、8708.99のうち、87.01の自動車用のもの
		(ii) 乗用自動車その他の自動車	8703.10、8703.24、8703.33、8703.40、8703.50、8703.60、8703.70、8703.80、8703.90 8703.23、8703.32のうち、シリンダー容積が1,900ccを超えるもの
		(iii) 貨物自動車	8704.10、8704.22、8704.23、8704.31、8704.32、8704.41、8704.42、8704.43、8704.51、8704.52、8704.60、8704.90 8704.21のうち、シリンダー容積が1,900ccを超えるもの
		(iv) 特殊用途自動車及びその車体並びにこれらの部分品及び附属品	8705.10、8705.20、8705.30、8705.40、8705.90 8707.90、8708.10、8708.21、8708.22、8708.29、8708.30、8708.40、8708.50、8708.70、8708.80、8708.91、8708.92、8708.93、8708.94、8708.95、8708.99のうち、87.05の自動車用のもの
		(v) 自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクター及びこれらの部分品	8709.11、8709.19 、8709.90
		(vi) モーターサイクル	8711.10
		(vii) 自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品	8712.00、8714.91、8714.92、8714.93、8714.94、8714.95、8714.96、8714.99
		(viii) トレーラー及びセミトレーラー並びにその他の車両並びにこれらの部分品	8716.10、8716.20、8716.31、8716.39、8716.40、8716.80、8716.90
(44)	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品	(i) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品	8801.00、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90
		(ii) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品	8802.11、8802.12、8802.20、8802.30、8802.40、8802.60、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90
		(iii) 落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品	8804.00
		(iv) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品	8805.10、8805.21、8805.29
		(v) 無人航空機及びその部分品	8806.10、8806.21、8806.22、8806.23、8806.24、8806.29、8806.91、8806.92、8806.93、8806.94、8806.99、8807.10、8807.20、8807.30、8807.90
(45)	船舶及び浮き構造物		8901.10、8901.90 、8903.11、8903.12、8903.19、8903.21、8903.22、8903.23、8903.31、8903.32、8903.33、8903.93、8903.99、 8904.00、8905.10、8905.20、8905.90

ロシアの産業基盤強化に資する貨物（関税率表の番号等）

別表第2 の3 二の二	貨物名	対象となる関税率表の番号等 (赤字は今回追加された品目)
(46)	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び付属品	(i) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル
		9001.10
		(ii) 対物レンズ
		9002.11、9002.19
		(iii) 視力矯正用眼鏡、保護用眼鏡その他の眼鏡
		9004.90
		(iv) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び付属品
		9005.10、9005.80、9005.90
		(v) 写真機、写真用のせん光器具及びせん光電球並びにこれらの部分品及び付属品
		9006.30、9006.40、9006.53、9006.59、9006.61、9006.69、9006.91、9006.99
		(vi) 映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び付属品
		9007.10、9007.20、9007.91、9007.92
		(vii) 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び付属品
		9010.10、9010.50、9010.60、9010.90
		(viii) レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び付属品
		9013.10、9013.20、9013.80、9013.90
		(ix) 羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び付属品
		9014.10、9014.20、9014.80、9014.90
		(x) 土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び付属品
		9015.10、9015.20、9015.30、9015.40、9015.80、9015.90
(47)	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	(xi) 呼吸用機器及びガスマスク
		9020.00
		(xii) 硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機並びにその部分品及び附属
		9024.10、9024.80、9024.90
		(xiii) ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計並びにこれらを組み合わせた物品並びにこれらの部分品及び付属品
		9025.19、9025.90
		(xiv) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び付属品
		9026.10、9026.20、9026.80、9026.90
		(xv) 物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びマイクローム並びにこれらの部分品及び付属品
		9027.10、9027.20、9027.30、9027.50、9027.81、9027.89、9027.90
(48)	家具、腰掛け及びプレハブ建築物	(xvi) 積算回転計、生産量計、タクシメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び付属品
		9029.10、9029.20、9029.90
		(xvii) オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び付属品
		9030.10、9030.20、9030.31、9030.32、9030.33、9030.39、9030.40、9030.82、9030.84、9030.89、9030.90
		(xviii) 釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び付属品
(49)	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型、パズル、ビデオゲーム用のコンソール又は機器	9031.10、9031.20、9031.41、9031.49、9031.80、9031.90
		(xix) サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器
		9032.10、9032.81
(50)	雑品及びその部分品	9307.00
		(i) 航空機又は自動車に使用する種類の腰掛け
		9401.10、9401.20
(51)	家具、腰掛け及びプレハブ建築物	(ii) 事務所において使用する種類の木製家具
		9403.30
		(iii) プレハブ建築物
(52)	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型、パズル、ビデオゲーム用のコンソール又は機器	9406.10、9406.20、9406.90
		9503.00、9504.50
		(i) ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品並びにボタンのブランク
(53)	雑品及びその部分品	9606.10、9606.21、9606.22、9606.29、9606.30
		(ii) ペン先及びニブポイント
		9608.91
(54)	雑品及びその部分品	(iii) インキパッド
		9612.20

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

化学・生物兵器関連物品

新たに規制対象となる品目

輸出貿易管理令別表第2の3 第一号の二		貨物省令
化学物質	軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質（細部は次ページ参照）	第1条第1号 ～第115号
化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置	(1) 反応器及びその部分品	第2条第1号 第1号の2
	(2) 貯蔵容器	第2条第2号
	(3) 熱交換器及び凝縮器	第2条第3号
	(4) 蒸留塔及び吸収塔	第2条第4号
	(5) かくはん機	第2条第5号
	(6) 弁	第2条第6号
	(7) ポンプ及びその部分品	第2条第7号、8号
	(8) 局所排気装置	第2条第9号
	(9) 化学物質の分析又は検知に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置	第2条第10号
	(10) 電解槽及びその部分品	第2条第11号
	(11) 圧縮機	第2条第12号
細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(1) 物理的封じ込めに用いられる装置及びその部分品	第3条第1号
	(2) 発酵槽	第3条第2号
	(3) 遠心分離機	第3条第3号
	(4) 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	第3条第4号
	(5) 核酸若しくはペプチドの合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置	第3条第5号

化学・生物兵器関連物品

新たに対象となる化学物質（貨物省令第1条第102号、第110号～第115号）

貨物省令第1条	化学物質名	CAS番号（例示）※
第102号	炭酸リチウム	554-13-2
第110号	カプサイシン	404-86-4
第111号	ジヒドロカプサイシン	19408-84-5
第112号	ホモカプサイシン	58493-48-4
第113号	ホモジヒドロカプサイシン	20279-06-5
第114号	ノルジヒドロカプサイシン	28279-35-7
第115号	シス－四－アセチルアミノジシクロヘキシルメタン	37794-87-9

新たに対象となる化学・生物兵器製造用の装置（貨物省令第2条第1号の2、第3条第5号）

貨物省令	化学・生物兵器製造用の装置
第2条第1号の2	連続式の反応器及びその部分品並びにマイクロ波反応器（前号に掲げるものを除く。）
第3条第5号	核酸若しくはペプチドの合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 一部又は全体が自動化されたもののうち、五〇ベースを超える核酸を生成するように設計したもの ロ ペプチドの自動合成装置

※アメリカ化学会の機関であるCAS(Chemical Abstracts Service)が個々の化学物質又は化学物質群に付与している登録番号

※規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

役務取引

新たに規制対象となる役務取引

外国為替令第18条第3項の経済産業大臣が指定する役務取引等（役務取引等告示）	役務取引等告示別表第一中解釈を要する語
三十一の二 第二十八号又は第二十九号に該当するものの設計、製造又は使用のための技術（プログラムを除く。） 五十三 プログラムであって、次のいずれかに該当するもの イ 企業資源計画（E R P）、顧客関係性管理（C R M）、ビジネスインテリジェンス（B I）、サプライチェーンマネジメント（S C M）、エンタープライズデータウェアハウス（E D W）、設備保全管理システム（C M M S）、プロジェクトマネジメント、プロダクトライフサイクルマネジメント（P L M）その他これらに類する企業管理情報システムに用いられるもの ロ 建築情報モデリング（B I M）、C A Dプログラム、C A Mプログラム、受注設計生産（E T O）その他これらに類する設計、製造システムに用いられるもの	E R P：enterprise resource planningをいう。 C R M：customer relationship managementをいう。 B I：business intelligenceをいう。 S C M：supply chain managementをいう。 E D W：enterprise data warehouseをいう。 C M M S：computerized maintenance management systemをいう。 P L M：product lifecycle managementをいう。 B I M：building information modellingをいう。 E T O：engineer to orderをいう。

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出等禁止措置

(1) 共通

(2) 産業基盤強化に資する物品

(3) 化学・生物兵器関連物品

(4) 役務取引

3. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

- ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置**を導入する旨発表（1月10日閣議了解）。
- 今般、外為法第48条第3項に基づく輸出貿易管理令を改正（1月10日閣議決定、1月16日公布、1月23日施行）。これに合わせて関連する告示等を整備することにより、上記に関する輸出等禁止措置を導入する。

○ロシア・ベラルーシの特定団体への輸出等禁止措置（外務省告示1月10日公布、1月17日施行）

- ・対象団体
ロシア559団体（今般22団体追加）、ベラルーシ27団体
- ・輸出禁止対象品目
全品目（但し、無償の救いゆつ品等を除く）
- ・禁止される役務取引
外国為替令別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く技術を提供する取引

○ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置（輸出貿易管理令1月16日公布、外務省告示1月10日公布）

- ・対象団体
アラブ首長国連邦3団体、アルメニア1団体、中国25団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ8団体、ウズベキスタン3団体
（今般アラブ首長国連邦1団体、中国18団体、カザフスタン1団体、キルギス2団体、タイ1団体、トルコ8団体追加）

- ・輸出禁止対象品目
別表第二の三（ロシア向け輸出禁止品目）に掲げる貨物のうち、第三号（奢侈品）を除いたもの
- ・禁止される役務取引

外国為替令別表の一から一五に掲げる技術及び外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引（経済産業省告示）別表第一に掲げる技術を提供する取引（外国為替令別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く）

（注意）規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

輸出貿易管理令 改正関連部分

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一～一の七 （略）

一の八 別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

第四条 （略）

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 （略）

二 別表第五に掲げる貨物を輸出しようとするとき。ただし、次に掲げる貨物を輸出しようとする場合を除く。

イ～ト （略）

チ 別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの（第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。）

別表第二の四（第二条、第四条関係）

アラブ首長国連邦、アルメニア、中国、インド、カザフスタン、キルギス、シリア、タイ、トルコ、ウズベキスタン

※ :今回改正部分

輸出禁止対象となるロシアの特定団体

- 538 VMK有限会社（別称、有限会社VMK、VMK有限会社サマラ）
- 539 ラジオプリボルスナブ有限会社（別称、有限会社ラジオプリボルスナブ、株式会社ラジオプリボルスナブ）
- 540 有限会社レゾニト（別称、レゾニト）
- 541 連邦国家企業ペルミ火薬工場（別称、ペルミ火薬工場、FKPペルミ火薬工場）
- 542 プロトン株式会社（別称、株式会社プロトン）
- 543 株式会社コンツェルン・ソズヴェズジエ（別称、株式会社ソズヴェズジエ・コンツェルン）
- 544 イネルソ有限会社（別称、有限会社インエルソ）
- 545 ウルトラン・エレクトロニック・コンポーネンツ有限会社（別称、ウルトランEC有限会社、有限会社ウルトランEK、有限会社ウルトラン・エレクトロニック・コンポーネンツ、ウルトランEK有限会社）
- 546 有限会社フレガート（別称、フレガート有限会社）
- 547 レニングラード・レーザー・システムズ（別称、株式会社LLS、レンレーザース）
- 548 有限会社スタウト（別称、スタウト・デザイン・センター、スタウト・カンパニー有限会社）
- 549 有限会社NVSナビゲーション・テクノロジーズ（別称、NVSテクノロジーズ、NVSナビゲーション・テクノロジーズ有限会社）
- 550 連邦国家単一企業学術生産企業ガンマ（別称、連邦国家単一企業NPPガンマ、連邦国家単一企業研究生産企業ガンマ、FGUP NPPガンマ、FSUE NPPガンマ、学術生産企業ガンマ）

輸出禁止対象となるロシアの特定団体

- 551 ストレロイ・イーコメルツ（別称、ストレロイ・イーコマース、有限会社ストレロイ・イーコマース）
- 552 有限会社チップデバイス
- 553 有限会社ノヴェルコ（別称、ノヴェルコ有限会社）
- 554 株式会社エマージェンシー・デジタル・ソリューションズ(EDS)（別称、株式会社EDS、有限会社エマージェンシー・デジタル・ソリューションズ、有限会社EDS）
- 555 第48中央科学研究所（別称、連邦国家予算機関ロシア連邦国防省第48中央科学研究所、FGBUロシア国防省第48TsNII、第48中央科学研究所（TsNII）、第48TsNII、FGBU第48中央科学研究所）
- 556 ロシア国防省第27学術センター（別称、第27NTs、第27中央科学研究所（TsNII）、第27TsNII、連邦予算機関ロシア連邦国防省第27中央科学研究所、FGBU第27中央科学研究所、第27軍事学術センター、国防省第27学術開発センター）
- 557 第33科学研究試験所（別称、第33TsNIII、第33中央科学研究所(TsNII)、化学防衛研究所、国防省科学研究第33中央試験研究所、ロシア連邦国防省第33中央研究試験所、第33軍事学術センター、防衛省第33研究開発センター）
- 558 革新技术エンジニアリング・センター（別称、ECITECH、有限会社TsITI、有限会社革新技术エンジニアリング・センター）
- 559 有限会社テクノロジー・フライブリッジ（別称、有限会社技術企業フライ・ブリッジ、有限会社TCフライ・ブリッジ、有限会社TKフライ・ブリッジ）

輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体

【UAE】

- 1 クリノフィスト・アビエーションFZCO（別称、クリノフィスト・アビエーション及びクリノフィスト・デザイン・アンド・エンジニアリング・ソリューションズ非公開会社）

【中国】

- 1 アグ・インフォメーション・テクノロジー有限公司（啊咕信息技术有限公司）（別称、メイクウェル・インダストリアル・トレーディング有限公司（麥克維爾工業貿易有限公司））
- 2 オールパーツ・トレーディング有限公司
- 3 チャングアン・サテライト・テクノロジー有限公司(长光卫星技术股份有限公司(长光卫星))（別称、チャミング・グローブ、チャングアン・サテライト有限公司及びCGST）
- 4 チャンシャ・ティエンイー・スペース・サイエンス・アンド・テクノロジー・リサーチ・インスティテュート有限公司（长沙天仪空间科技研究院有限公司）（別称、チャン・シャ・ティアン・イー・コン・ジアン・ケー・ジ・ヤン・ジウ・ユアン・ユー・シェン・ゴン・スー、スペースティー有限公司、チャンシャ・ティアンイー・スペース・サイエンス・アンドリサーチ（スペースティー）、スペースティー・チャイナ、チャンシャ・ティアンイー・スペース・サイエンス・アンド・テクノロジー・リサーチ・インスティテュート及びスペースティー）
- 5 チャイナ・ヘッド・エアロスペース・テクノロジー社（北京和德宇航技术有限公司）（別称、チャイナ・ヘッド・テクノロジー社、ヘッド・エアロスペース・グループ、ヘッド・エアロスペース及びチャイナ・ヘッド）
- 6 DEXPインターナショナル有限公司

輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体

【中国】

- 7 グランツ・プロモーション・サービス有限公司（別称、カタラーノ有限公司、GPSL及びジェナオ有限公司）
- 8 アイマックスチップ・テクノロジー有限公司（愛瑪芯科技有限公司）（別称、エンマクシン・テクノロジー有限公司）
- 9 カイリ・インダストリアルHK有限公司(香港凱利實業有限公司)（別称、ホンコン・カイリ・インダストリアル有限公司）
- 10 コビ・インターナショナル・カンパニー
- 11 クバンテク有限公司(別称、クバンテク及びクバンテク（HK）有限公司）
- 12 モースト・ディベロップメント有限公司（莫斯特發展有限公司）(別称、モースト・ディベロップメント)
- 13 エム・スター・インターナショナル・トレーディング有限公司（美星國際貿易有限公司）（別称、メイシン・インターナショナル・トレード有限公司）
- 14 RGソリューションズ有限公司
- 15 ルイ・エン・クー・テクノロジー（別称、ルイ・エン・クー・テクノロジー有限公司及びルイ・エン・ケー・テクノロジー有限公司）
- 16 スーパーチップ有限公司（別称、スーパーチップ（HK）有限公司）
- 17 ウィン・キー有限公司(別称、ウィン・キー)
- 18 ジクシス有限公司

輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体

【カザフスタン】

- 1 有限会社ダ・グループ22（別称、ダ・グループ22）

【キルギス】

- 1 ムラー・マルクト有限会社（別称、ミュー・マルクト、有限会社ミュー・マルクト、ミュー・マーケット有限会社、有限会社ミュー・マルクト及びミュー・マルクト有限会社）
- 2 有限会社プロフラブ（別称、OSOOプロフラブ及びプロフラブOSOO）

【タイ】

- 1 タイITハードウェア有限会社（別称、タイITハードウェア及びロール・アップ有限会社）

【トルコ】

- 1 ビー・インシャート・ミーマルルック株式会社（別称、ビー・インシャート）
- 2 ビオン・グループ・イチ・ヴェ・ドウシュ・ティジャーレット有限会社（別称、ビオン・トレード・グループ有限会社及びビオン・グループ有限会社）
- 3 CTLドウシュ・ティジャーレット有限会社（別称、CTLフォーリン・トレード有限会社及びCTL有限会社）

輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体

【トルコ】

- 4 エルヴァジャン・マキナ・エキプマンラル・ヴェ・サナーイ・テダーリツキ有限公司（別称、エルヴァジャン、エルヴァジャン・マシーナリー・エ
クイプメ ント・アンド・インダストリー・サプライ有限公司、エルヴァジャン・マキナ及びエルヴァジャン・マキナ有限公司）
- 5 カラサニ・ドウシュ・ティジャーレット有限公司（別称、カラサニ・ドウシュ・ティジャーレット有限公司連合、カラサニ・フォーリン・トレー
ド有限公司、カラサニ・グループ・カンパニーズ、カラサニ・トレード、カラサニ・ロジスティクス、カラサニ・パッキング、カルヴァンインターナ
ショナル・ロジスティクス、アリザイ・グダ・ティジャーレット有限公司、インプロテックス・フォーリン・トレード有限公司、インプロテックス有
限会社、インプロテックス及びインプロテックス・ドウシュ・ティジャーレット有限公司）
- 6 メガサン・エレクトロニック・ティジャーレット・ヴェ・サナーイ株式会社（別称、メガサン）
- 7 オレール・ドウシュ・ティジャーレット有限公司（別称、オレール・フォーリン・トレード有限公司）
- 8 スマート・トレーディング・トランスポートーション・インダストリー・アンド・トレード有限公司（別称、スマート・トレーディング・タシュマ
ジュルック・サナーイ・ヴェ・ティジャーレット有限公司）

貿易管理トップページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html

対ロシア等制裁関連のページ

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

・輸出入に関するご相談

（可能な限り、想定している貨物・役務や仕向先と併せてご相談ください）

⇒貿易管理部 貿易審査課

お問い合わせメール宛先

bzl-russia-seisai@meti.go.jp

・制度に関するご相談

⇒貿易管理部 貿易管理課

お問い合わせメール宛先

bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp